

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	三谷産業株式会社
【英訳名】	MITANI SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 饗庭 達也
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役財務担当 清水 敏男
【本店の所在の場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【縦覧に供する場所】	三谷産業株式会社 東京本社 (東京都中央区築地六丁目19番20号(ニチレイ東銀座ビル)) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) 上記のうち、東京本社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の 便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長饗庭達也及び最高財務責任者取締役財務担当清水敏男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制の整備及び運用にあっております。

当社では、お取引先や株主、地域社会のみならず信頼される企業となるためには、「健全なビジネスモラルの醸成」と「内部統制システムの構築」が必須要件であると認識し、中長期的な方針を立て、全社を挙げて計画的にこれらに取り組んでおります。

具体的には、平成15年4月より「全社的な経営リスク管理体制の構築」、平成16年6月より「社内システムの再構築と内部統制機能の強化」、平成17年4月より「コンプライアンス体制の強化」に取り組んでおります。

特に、内部統制に関する取り組みについては、業務プロセスを文書化、これを仕事定義書と名付け定着させるとともに、業務効率のみならず牽制機能をはじめとした内部統制機能を織り込んだ新社内システムを開発し、財務報告に係る内部統制機能の強化並びに業務効率の向上にも努めております。

また、平成19年度下期からは、内部統制報告書の作成に向けて、財務報告に係る内部統制システムの有効性について当社監査室が評価し、その過程で発見された不備事項の是正を内部統制本部にて支援する体制を整えております。

これらの取り組みは、当社及び連結子会社が一体となって進めており、金融商品取引法で義務付けられております内部統制報告制度への対応にも、充分適うものと考えております。

### 全社的な経営リスク管理体制の構築

平成15年4月～	情報資産の運用ルールを定めた情報セキュリティ制度を導入し運用を推進。
平成16年2月	個人情報保護への取り組みをより一層強化するためにプライバシーマークを取得。
平成16年4月～	リスクマネジメントプロジェクトを発足し、当社の経営にとって重大な影響をもたらすリスクの洗い出し、評価、リスク対策の優先順位付けを実施。
平成17年2月～	優先順位の高いリスクより順次リスク管理体制を構築し運用を推進。
平成20年7月～	当社管理体制の見直し、連結子会社管理体制の構築運用を実施。

### 社内システムの再構築と内部統制機能の強化

平成16年6月～	次期社内システム構築プロジェクトを発足、事業部門の業務プロセスの文書化を仕事定義書と名付け推進。
平成17年3月～	内部統制機能を織り込んだ社内システム（L2）の開発に着手。
平成18年8月	全体システムのうち、第一弾として情報システム事業部のシステムが完成・稼動。
平成19年4月～	指示命令システムを一元化し、内部統制活動の有効性及び効率性の向上を図る組織として内部統制本部（内部統制推進部、IT統制システム開発部、法務部で構成）を発足。
平成20年6月～	全事業部のシステム並びに債権債務管理システムが完成・稼動し、当社の社内システム（L2）の再構築が完了。さらに連結子会社への展開に着手。
平成21年1月	三谷産業イー・シー(株)に社内システム（L2）導入。

### コンプライアンス体制の強化

平成17年4月	サービス本部内に法務部を総務部より分離独立させて設置。さらに監査役会専任スタッフを設置。
平成17年6月	新たにコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を発足。
平成18年6月	当社グループとしての倫理観を社外に明確に打ち出すこと、並びに当社グループの役員・社員一人ひとりの倫理意識を向上させることを目的に『三谷産業グループ 企業倫理憲章』を制定。
平成18年9月～	連結子会社に対するコンプライアンス教育を実施。
平成19年4月	内部統制本部を新たに設立すると同時に同本部内に法務部を移設。
平成19年11月～	コンプライアンスに関する社員の意識調査を実施し、その結果を踏まえ教育活動を繰り返し実施。
平成20年7月～	連結子会社に対するコンプライアンス再教育を実施。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な

範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

### <財務報告に係る内部統制の評価範囲>

評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、評価の範囲を合理的に決定し、合わせて、当該評価の範囲に関する決定方法及び根拠を適切に記録するものとしたしました。

#### 全社的な内部統制

企業全体に広く影響を及ぼし、企業全体を対象とする全社的な内部統制は、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点以外の当社及び連結子会社並びに持分法適用会社を評価の対象といたしました。

#### 全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセス

全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスについては、全社的な内部統制と同様、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点以外の事業拠点を評価の対象といたしました。

この内、当社サービス本部財務部給与会計課に決算業務を委託している連結子会社については、サービス本部財務部給与会計課における決算・財務報告プロセスを評価対象といたしました。

#### 業務プロセス

業務プロセスについては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目（売掛金、売上高及び棚卸資産）に至る業務プロセスとして販売業務プロセス、購買業務プロセスを評価対象といたしました。

これらの業務プロセスについて、評価対象とする重要な事業拠点の選定に関しましては、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社を含む4事業拠点を、また、前連結会計年度の総資産または税引前当期純損益の持分相当額が連結総資産または税金等調整前当期純損益の10%を超える持分法適用会社を重要な事業拠点として選定、評価の対象といたしました。

なお、選定された事業拠点は、これら基準による当連結会計年度の数値に基づく評価範囲をカバーするものであります。

また、財務報告への影響を勘案して、に記載した全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセス以外の決算・財務報告プロセス（以下、「固有の決算・財務報告プロセス」）を、その重要性から個別に評価対象に追加し、売上高を基準として重要な事業拠点と選定された当社を含む4事業拠点について評価を実施いたしました。（内、連結子会社2社についてはサービス本部財務部給与会計課における決算・財務報告プロセスとして評価）

#### IT全般統制

販売、購買業務プロセス及び決算・財務報告プロセスにおいて利用されているシステムに係るIT全般統制は、売上高を基準として重要な事業拠点と選定された当社を含む4事業拠点について評価を実施いたしました。

### <財務報告に係る内部統制の評価>

当社グループでは、前述の通り、社長直轄の監査室が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に基づき、内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたしました。

内部統制本部は、監査室の評価により認識された不備について、被評価部署が実施する是正を支援するとともに、内部統制の不備の評価と有効性の判断を行っております。

#### 全社的な内部統制

全社的な内部統制は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に例示された42項目の評価

項目に基づき、整備・運用状況を評価いたしました。

その結果、全社的な内部統制は有効と判断いたしました。

全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセス

全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスにつきましては、会計方針・マニュアルの整備、決算体制等に関する質問書を作成し、整備・運用状況を評価いたしました。

その結果、全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセスは有効と判断いたしました。

業務プロセス

評価対象とされた当社を含む4事業拠点につきましては、販売、購買業務プロセスを文書化・フローチャート化した仕事定義書を作成し、また、各業務におけるリスクとこれに対する内部統制をリスクコントロールマトリックス（以下、「RCM」）として取りまとめ、これらを用い、業務担当者への質問や書類の閲覧により整備状況を評価、サンプリングテストにより運用状況を評価いたしました。

持分法適用会社につきましては、各業務プロセスに係る質問書を作成、これに対する回答や質問、書類の閲覧により整備・運用状況の評価を実施いたしました。

固有の決算・財務報告プロセスは、販売、購買業務プロセスと同様に、仕事定義書及びRCMを用いて整備・運用状況の評価を実施いたしました。

これらの結果、販売、購買業務プロセス、また、固有の決算・財務報告プロセスに係る内部統制は有効と判断いたしました。

IT全般統制

業務プロセス等に係るシステムの開発・保守、運用・管理、アクセス管理などのIT全般統制について、IT環境概要書及びRCMを作成し、整備・運用状況の評価を実施いたしました。

その結果、IT全般統制は有効と判断いたしました。

### 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であり、重要な欠陥は無いと判断いたしました。

### 4【付記事項】

該当事項はありません。

### 5【特記事項】

該当事項はありません。